

相談室便り 2003年9月号



『高額療養費の貸付制度について』

秋の虫の音が、だいぶ聞かれるようになりました。季節の変わり目は体調も崩しやすくなります。どうぞ、お気をつけください。

今回は、高額療養費の貸付制度について御説明させていただきます。

目的

同一月、病院で支払った医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、本人の申請により、高額療養費が支給されますが、支払ってから支給されるまでに約3ヶ月かかります。このため、医療費の支払いが困難な場合、支給される高額療養費の一部を無利子で貸し付け、生活の安定を図ることが目的で作られたのが貸付制度です。貸付制度は医療保険の種類によって内容が若干異なります。

1 国民健康保険

① 群馬県社会福祉協議会高額療養費貸付制度

実施主体は群馬県社会福祉協議会ですが、窓口は各市町村の社会福祉協議会になります。

<貸付対象>

低所得世帯あるいは、それに準ずると認められる世帯です。あわせて、税金、保険料等に未納がないことが条件になります。

<貸付の限度額>

高額療養費として戻ってくると見込まれる額の9割以内で、月額50万円を限度とします。

② 市町村社会福祉協議会 高額療養費(つなぎ資金)貸付制度

実施主体は各市町村の社会福祉協議会(社協)になります。各市町村社協独自の制度ですので、おこなっていない社協もあります。おこなっている近隣の市町村社協としては、渋川市、伊香保町、長野原町、吾妻町、伊勢崎市、子持村、北橘村等があります。

<貸付対象>

①の群馬県社協の貸付制度と同様です。

<貸付の限度額>

各市町村社協によって、限度額が違います。(35万円から上限無しまで)

* ① ② の貸付を希望する場合、まず市町村社協に相談してみてください。

③ 前橋市 高額療養費受領委任払い制度 (前橋市に在住の方)

高額療養費に該当した場合、市の国保年金課より、病院等が指定した口座に直接高額療養費が支払われる制度です。高額療養費として戻ってくる金額を、先に市が支払ってくれますので、患者様は自己負担限度額のみ支払えばよいこととなります。(医療費についてですので、食費、雑費は含まれません。) 申請窓口は前橋市役所国保年金課です。

利用を希望する場合、あらかじめ病院に受領委任制度を利用してもよいか相談し、病院の了解を得る必要があります。

④ その他

中之条町は、町役場の国民健康保険係で、高額療養費の貸付をおこなっています。

2 健康保険

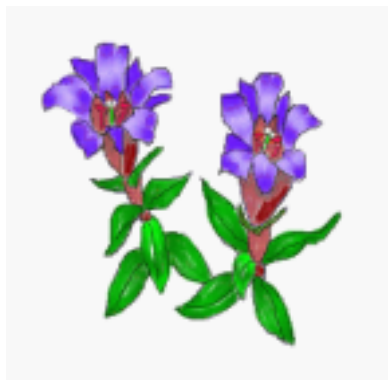
(1) 政府管掌健康保険、船員保険 高額医療費貸付制度

上記の保険に加入されている本人および御家族が、高額療養費に該当した場合、戻ってくると見込まれる額の8割相当額を無利子で貸してもらえる制度です。申請窓口は社会保険事務所になります。

(2) 健康保険組合

各健康保険組合独自で定められています。

今回は、高額療養費の貸付制度について、簡単に説明させていただきました。保険の種類によって、内容が違うため解りづらかったかもしれません。もっと詳しくお知りになりたい方は、いつでもソーシャルワーカーにお声をかけてください。



北関東循環器病院 医療相談室